

身体障害者手帳におけるマイナンバー紐付け誤り事案について

デジタル庁からマイナンバーによる情報連携について総点検指示があり、同庁及び厚生労働省作成の総点検マニュアルに基づき、障害福祉課、身体障害者更生相談所が所管している「身体障害者手帳」について、本年9月から点検作業を進めていたところ、1件の紐付け誤りが確認されました。誤り確認後は、直ちに紐付け解除を済ませ、正しい情報に修正を行っています。

また、紐付け誤りによる個人が特定される情報の流出や誤って紐付けられた手帳情報の閲覧は、確認されておりません。

今後、同様の事案が発生しないよう再発防止に努めて参ります。

【マイナポータルで閲覧できる手帳情報】

手帳交付年月日（返還年月日、再交付年月日）、手帳番号、等級コード、障害名、障害程度コード、障害部位コード、障害認定日、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分

1 手帳情報との紐付け誤り

- ・身体障害者手帳 1 件（点検数：52,070件）

2 紐付け誤りの原因

- ・身体障害者手帳の交付申請・届は、15歳未満の児童については、保護者が代わりに申請することとなっています。
- ・今回の事案では、申請書・届の本人マイナンバー記入欄に保護者のマイナンバーが記載されており、保護者のマイナンバーを本人のものとして身体障害者手帳交付システムに登録したものです。
- ・申請書の受理機関である市町村窓口において、マイナンバーの確認が不十分でした。

【再発防止策】

デジタル庁が作成した「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、各種申請書の受理機関である市町村窓口等における本人確認を徹底するよう通知しました。

3 紐付け誤りがあった方への対応

11月29日に、申請者である保護者に対し電話連絡をし事情説明とお詫びを行いました。

【問い合わせ先】

障害福祉課 上間 [TEL:098-866-2190](tel:098-866-2190)

身体障害者更生相談所 兼城 [TEL:098-886-2115](tel:098-886-2115)